

山梨県社会保険労務士会特定社会保険労務士倫理規程

個別労働関係紛争に係る紛争解決手続代理業務を行う特定社会保険労務士の倫理を確立し、自らの行動を規律するため、特定社会保険労務士倫理規程を制定する。

第 1 章 通則

(職務の自覚)

第 1 条 特定社会保険労務士は、紛争解決手続代理業務に係る職務の重要性と専門家としての責任を自覚し、依頼者のために誠実にその職務を行わなければならない。

(依頼の勧誘等)

第 2 条 特定社会保険労務士は、不当な目的のため、又は品位を損なう方法により、事件の依頼を勧誘し、又は事件を誘発してはならない。

(事件記録の保管等)

第 3 条 特定社会保険労務士は、事件記録を保管又は廃棄するに際しては、秘密及び個人情報に関する情報を漏らすことのないようにしなければならない。

第 2 章 依頼者との関係

(正当な利益の実現)

第 4 条 特定社会保険労務士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める。

(依頼者の意思の尊重)

第 5 条 特定社会保険労務士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行うものとする。

2 特定社会保険労務士は、依頼者が疾病その他の事情のためその意思を十分に表明できないときは、適切な方法を講じて依頼者の意思の確認に努める。

(報酬)

第 6 条 特定社会保険労務士は、個別労働関係紛争に関する事件の受任にあたり、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な報酬を提示しなければならない。

(受任の際の説明等)

- 第 7 条 特定社会保険労務士は、事件を受任するに当たり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに報酬及び費用について、適切な説明をしなければならない。
- 2 特定社会保険労務士は、事件について、依頼者に有利な結果となることを請け合い、又は保証してはならない。
- 3 特定社会保険労務士は、依頼者の期待する結果が得られる見込みがないにもかかわらず、その見込みがあるように装って事件を受任してはならない。

(委任契約書の作成)

- 第 8 条 特定社会保険労務士は、事件を受任するに当たり、報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。ただし、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、これを作成するものとする。

(不当な事件の受任)

- 第 9 条 特定社会保険労務士は、依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件を受任してはならない。

(受任の諾否の通知)

- 第 10 条 特定社会保険労務士は、事件の依頼があったときは、速やかに、その諾否を依頼者に通知しなければならない。

(事件の処理)

- 第 11 条 特定社会保険労務士は、事件を受任したときは、速やかに着手し、遅滞なく処理しなければならない。

(事件処理の報告及び協議)

- 第 12 条 特定社会保険労務士は、必要に応じ、依頼者に対して、事件の経過及び事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者と協議しながら事件の処理を進めなければならない。

(法令等の調査)

- 第 13 条 特定社会保険労務士は、事件の処理に当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。
- 2 特定社会保険労務士は、事件の処理に当たり、必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努める。

(信頼関係の喪失)

第14条 特定社会保険労務士は、受任した事件について、依頼者との間に信頼関係が失われ、かつ、その回復が困難なときは、その旨を説明し、辞任その他の事案に応じた適切な措置をとらなければならない。

(処理結果の説明)

第15条 特定社会保険労務士は、委任の終了に当たり、事件処理の状況又はその結果に関し、必要に応じ助言を付して、依頼者に説明しなければならない。

第3章 事件の相手方との関係

(相手方本人との直接交渉)

第16条 特定社会保険労務士は、相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならない。

第4章 社会保険労務士法人

(遵守のための措置)

第17条 社会保険労務士法人の社員である特定社会保険労務士は、その社会保険労務士法人の社員又は使用人である特定社会保険労務士（以下「社員等」という。）がこの規程を遵守するための必要な措置をとるよう努める。

(事件情報の記録等)

第18条 社会保険労務士法人は、その業務が制限されている事件を受任すること及びその社員等が職務を行ない得ない事件を受任することを防止するため、その社会保険労務士法人、社員等の取扱い事件の依頼者、相手方及び事件名の記録その他の措置をとるよう努める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。